

## 令和5年第4回芳賀町教育委員会会議録

- 1 期 日 令和5年4月13日(木)
- 2 場 所 芳賀町役場大会議室
- 3 開 会 午後2時24分
- 4 出席委員 教 育 長 古 壕 秀一  
教育長職務代理者 沼能 寿之  
委 員 黒崎 厚央  
委 員 塩野 由子  
委 員 山口 友也
- 5 出席職員 学校教育課長 小林 芳浩  
生涯学習課長 仲尾 周  
学校教育課指導主事 松本 薫
- 6 書 記 学校教育課課長補佐兼係長 野沢 幸代
- 7 議 題  
議案第18号 令和4年度準要保護生徒の認定について  
議案第19号 令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について  
議案第20号 区域外就学について  
議案第21号 芳賀町学校給食食材費高騰対策補助金交付要綱の制定について

8 議事の内容

発言者	内 容
古壕教育長	<p>ただ今の出席委員は、4人です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これから令和5年第4回芳賀町教育委員会会議を開会します。</p> <p>会期の決定を行います。会期は本日1日と決定したいと思いますがこれにご異議ありませんか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
古壕教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>従って会期は、本日1日と決定しました。</p> <p>芳賀町教育委員会会議規則第20条の規定により、前回会議録の承認を行います。</p> <p>先程、前回会議録署名委員の署名をいただきましたが、これを承認することにご異議ありませんか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
古壕教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>従って前回の会議録は、承認されました。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は会議規則第21条の規定により、黒崎厚央委員にお願いします。</p>
古壕教育長	<p>なお、事務局の高橋ですが、別の会議の司会が入っているため、欠席させていただきますのでご了解ください。</p>
古壕教育長	<p>教育長事務報告を行います。</p>
古壕教育長	<p>&lt;資料に基づき下記の事項について報告を行った。&gt;</p>
古壕教育長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はが路ふれあいマラソン実行委員会について</li> <li>・スクールガードリーダー委嘱状交付について</li> <li>・第1回芳賀四町教育研究協議会役員会について</li> <li>・芳賀市町教育長会議について</li> <li>・町小中学校長会定例会議について</li> <li>・県市町教育施策意見交換会、教育長会議について</li> </ul>
古壕教育長	<p>これから議事に入りますが、議案第18号、第19号、第20号については個人情報が含まれているため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開としてよろしいでしょうか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
古壕教育長	<p>議案第18号、令和4年度準要保護生徒の認定についての件を議題といたします。</p>

発言者	内 容
古壕教育長	<div data-bbox="491 277 1385 385" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開</div> <p>議案第19号、令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定についての件を議題とします。</p>
古壕教育長	<div data-bbox="491 519 1385 627" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開</div> <p>議案第20号、区域外就学についての件を議題とします。</p>
古壕教育長	<div data-bbox="491 716 1385 824" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開</div> <p>続きまして議案第21号、芳賀町学校給食食材高騰対策補助金交付要綱の制定についての件を議題とします。</p>
野沢書記	<p>事務局、議案の朗読をお願いします。 (議案朗読)</p>
古壕教育長	<p>提案理由の説明をお願いします。</p>
小林課長	<p>別紙1、7ページからをご覧ください。こちらが要綱の案となっています。小中学校の児童生徒に提供する学校給食にかかる食材の価格が高騰しており、給食内容の質の維持のために食材購入に係る費用の増額が必要となっています。食材購入費の増額による学校給食費の増額については、保護者の負担増となることから、負担を軽減するために要綱を制定するものです。内容は、食材費高騰に伴う値上げ相当額、児童生徒一人当たり月額400円を補助し、食材費に充当することによって保護者の負担の対象となる給食費を据え置くものです。要綱案のとおり制定してよろしいかご審議をお願いします。</p>
古壕教育長	<p>委員の皆様から質問があればお願いします。</p>
委員全員	<p>(質問なし)</p>
古壕教育長	<p>高騰が続いていくような場合は、補助額を変えるということもあり得ますか。</p>
小林課長	<p>はい。この要綱は令和5年度の一年間の想定です。今後、高騰が続くような場合には、要綱を年度途中で改正ということもありますし、年度末までは予算上400円を補助し、令和6年度も必要であれば要綱を新たに定めることとなります。</p>
黒崎委員	<p>以前、学校給食は当分値上げをしないと聞いた記憶があります。そのための補助ということですね。</p>
小林課長	<p>本来であれば学校給食費の保護者負担分を400円程度上げなければいけません、その保護者負担分を町が補助することにより保</p>

発言者	内 容
山口委員 小林課長 古壕教育長  委員全員 古壕教育長  古壕教育長	<p>護者の負担対象となる給食費は据え置くという内容の要綱となります。</p> <p>これは議会の承認はいただいているのでしょうか。</p> <p>予算は議会で可決されていますので、要綱の制定について教育委員会にお諮りしました。</p> <p>1食当たりの補助額は少ない額です。午前中の校長会で教職員には補助は適用されないため、教職員の給食費は400円値上げとなることを説明しました。</p> <p>それでは議案第21号、芳賀町学校給食食材高騰対策補助金交付要綱の制定の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって議案第21号、芳賀町学校給食食材高騰対策補助金交付要綱の制定についての件は原案のとおり可決されました。</p> <p>以上をもちまして、本日の教育委員会を閉じたいと思います。次回は、5月23日午後2時からです。</p>

9 閉 会 午後3時35分